令和４年度「公募型東京農林水産魅力発信事業」に係る

補助事業者募集要項

１ 事業の目的

この事業は、都民に東京の農林水産業の魅力を伝え、積極的に PR を図るため、東京の農林水産業を利用した新たな商品又はサービス等を開発及び販売する民間事業者を支援することを目的としています。

２ 事業スキーム

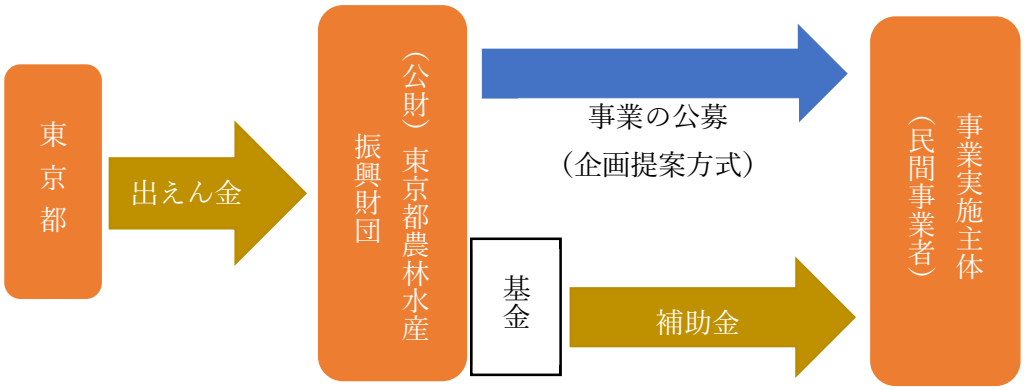

３ 事業内容

（公財）東京都農林水産振興財団（以下、財団という。）は、東京農林水産魅力発信事業を行う民間事業者（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付し、またそれに付随して必要となる以下の事務を行います。

① 補助事業の公募に係る業務
② 補助金交付先選定のための審査会の設置・運営及び補助金交付先の採択に係る業務（選定基準の作成、申請者におけるプレゼンテーションの要請等を含む）
③ 補助事業者に対する補助金交付決定に係る業務（交付申請書の様式の作成、交付申請書の受理、交付決定通知書の発出等）
④ 補助事業者が実施する補助金交付事業の進捗状況管理（情報発信に係る取組の支援、適切な事務処理に関する指導のための業務等を含む）
⑤ 補助金額の確定・支払
⑥ 本事業の周知活動・対象事業の発掘
・申請に係る問合せや相談への対応
・事業実施事例の周知等
⑦ その他の事業管理に必要となる事項についての対応

4 補助事業期間

令和４年度の補助金交付決定の日から、令和６年３月３１日まで

※上記期間内に、補助金の支払いまでを完了させる必要がありますので、**令和６年１月３１日までに実績報告書を提出してください。**

5 応募資格

次のすべての要件を満たす必要があります。

（１） 以下のいずれかに該当すること

① 会 社

会社法の規定による株式会社（特例有限会社を含む）、合資会社、合同会社、合名会社

② 社団法人、財団法人及び特定非営利活動法人

ア 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定による一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公 益財団法人

イ 特定非営利活動促進法の規定による特定非営利活動法人

③ 協同組合等

ア 農業協同組合法の規定による農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人

イ 森林組合法の規定による森林組合、森林組合連合会、生産森林組合

ウ 水産業協同組合法の規定による漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会

エ 消費生活協同組合法の規定による消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会

オ 中小企業等協同組合法の規定による企業組合、協同組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合

カ 中小企業団体の組織に関する法律の規定による協業組合、商工組合、商工組合連合会

④ 上記①から③のいずれかを代表として構成されるグループ

（２） 都内での事業実績又は東京の農林水産業を活用した事業実績を有すること

（３）次のア～キのすべてに該当するもの

ア 的確に遂行する組織、人員等を有していること

イ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること

ウ 同一内容・経費で国・都道府県・区市町村等から補助金を受けていないこと

エ　本事業の申請は、一事業者一申請に限ること。また、同一内容・経費で他の補助事業に併願申請していないこと

オ　事業税等を滞納していないこと

カ　東京都からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

キ　令和６年４月１日以降２年間以上について、本事業により開発した商品又はサービス等の提供を継続すること

※次の者は、上の要件を満たしていても、補助事業者となることはできない。

○ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成２３年東京都条例第５４号。以下「条例」という）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

○ 法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等（暴力団並びに条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

○ 民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び破産法（平 16 年法律第 75 号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く。）又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在している者

○ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 472 条の規定により休眠会社として解散したものとみなされている者

○ その他東京都農林水産振興財団（以下、「財団という」）理事長が適切でないと判断する者

６ 補助金交付の要件

（１）採択予定件数：３件程度

（２）補助率・補助額

補助率　２分の１

補助限度額　上限２，０００万円、下限５００万円（２か年）

７ 補助対象経費

（１）補助の対象となる経費

補助対象経費は、次の条件に適合する経費で、別表１に掲げるものとします。

① 事業実施期間中に、契約・取得・実施・支払いが完了した経費

② 補助対象事業として決定を受けた事業実施のために必要かつ合理的な範囲内の経費

③ 補助対象（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、本補助事業に係るものとして、 明確に区分できる経費

（２）補助の対象とならない経費

① 要綱別表の経費区分に記載のないもの
② 契約から支払までの一連の手続が事業実施期間内に行われていない場合
③ 補助対象期間以前に行われた事業の経費
④ 業務日誌、見積書、契約書、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等の帳票類が不備の場合
⑤ 補助金交付申請書に記載されていない経費や物の購入に対して支払った場合
⑥ 通常業務・取引と混合して支払が行われている場合
⑦ 他の取引と相殺して支払が行われている場合
⑧ 他社発行の手形や小切手等により支払が行われている場合
⑨ 間接経費（消費税、振込手数料、収入印紙代等）
⑩ 割賦・リースについて事業実施期間外の期間に係る経費
⑪ 補助事業者が支払を行っていない経費
⑫ 経常的な取組に係る経費や事業実施主体の維持管理経費
⑬ 一般的な市場価格の内容に対して著しく高額な経費
⑭ 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
⑮ その他財団が適当でないと認めた経費
※ その他、内容によっては対象外となるものもありますのでご確認ください。

8 補助金の支払い

（１）支払時期

補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払とします。
ただし、必要があると認められる経費について、概算払をすることができます。

（２）額の確定

事業終了後、補助事業者より提出する実績報告書に基づき支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計とします。すべての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあるため、ご留意ください。

9 応募の手続

(1) 提出期間

令和４年６月２３日（木）まで

(2) 提出方法

郵送（必着）

※財団が受領した旨の連絡はしませんので、必ず配達記録が残る方法で発送してください。

(3) 送付先

〒190-0013 東京都立川市富士見町３－８－１

公益財団法人　東京都農林水産振興財団

地産地消推進課　地産地消食育係宛

ＴＥＬ　０４２－５２８－０５１０（直通）

(4) 提出書類

別表２のとおり

10 質問受付

本事業の応募等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

(1) 提出期限

令和４年６月１３日（月）１６時まで

(2) 質問方法

別紙「質問票」に必要事項を記入し、メールにて提出してください。

送信先：tisanweb@tdfaff.com

(3) 回答方法

令和４年６月１６日（木）までに、財団ホームページへ順次掲載します。

11 採択について

(1) 審査方法

令和４年７月上旬（予定）に開催する「公募型東京農林水産魅力発信事業審査会」（以下「審査会」という。）において審査し、補助事業を決定します。

審査会では、**事業提案書に基づいてプレゼンテーション**を行っていただき、質疑応答を行います。

なお、**応募者多数の場合には、事前に書類審査を行い、審査会に参加できる応募者を選定**することがあります。また、新型コロナウイルスの感染状況等によっては、**オンラインで開催する等の対応を行う可能性**があります。

(2) 審査のポイント

審査は、別表３の視点で行います。

(3) 結果の通知

全ての応募者に対し、審査結果を通知します。

12 採択後の注意事項

(1) 審査会で採択された補助事業者は、速やかに補助金交付申請書を財団へ提出してください。審査の上、補助金の交付予定額が決定されます。交付予定額は、補助金の上限を示すものであり、事業完了及び検査後に補助金の額が確定します。（交付予定額から減額されることがあります。）

(2) 補助事業者は、令和６年１月３１日までに実績報告書を財団へ提出しなければなりません。

(3) 補助金は、原則として実績報告書の提出後、それに基づく**補助金の額の確定後に支払い**ます。（それまでの間（おおむね事業終了年度末まで）は、代表事業者の立替払となります。）ただし、必要があると認められる経費について、概算払請求することができます。

13 補助事業者の主な義務等

(1)補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、交付決定の日から**補助事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間までの期間**において、**財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存**しておかなければなりません。

(2)補助事業者は、補助事業の内容を著しく変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。

(3) 補助事業者は、**毎年度6月30日、9月30日及び12月31日（以下「遂行状況確認日」という。）までの補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書を作成し、各遂行状況確認日の翌月15日までに財団へ提出**しなければなりません。ただし、遂行状況確認日までに補助事業を完了し、若しくは廃止した場合はこの限りではありません。

14 補助事業の取消し・返還

補助事業者（(4)については、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは

構成員を含む。）が、以下のいずれかに該当した場合又は補助事業の打切りがあった場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還していただくことになります。また、刑事罰が適用される場合もあるので、十分注意してください。
(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
(2) 補助金を他の用途に使用したとき。
(3) 補助金の交付決定の内容、条件若しくはそれに基づく命令又は補助事業に係る法令に違反したとき。
(4) 東京都暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員又は同条第４号に規定する暴力団関係者に該当するに至ったとき。

15 その他

(1) 補助事業の進捗状況確認のため、実地検査に入ることがあります。
(2) 原則として、補助事業終了後の補助金額確定に当たり、対象として決定を受けた事業実施内容及び期待される効果を達成することが条件となります。また、帳簿類の確認ができない場合については、当該金額は補助対象外になります。
(3) 支援対象事業として採択された場合、その**事業概要を財団が公表**することがあります。また、**補助事業終了後、事業の成果について、財団が公表**することがあります。
(4)補助事業事業者が、東京都補助金等交付規則（昭和３７年東京都規則第１４１号）及び東京都補助金等交付規則の施行についての通達（昭和３７年１２月１１日３７財主調発第２０号）等に反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
(5) 提出書類は返却しません。必要に応じて、財団から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
(6) 審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じられません。
(7) 申請書類等、資料の作成及び提出に要する経費等、応募に係る経費は、全て応募者の負担となります。
(8) 本募集要項に記載した内容以外にも、公募型東京農林水産魅力発信事業財団実施要綱（令和４年３月２９日付３農振財地第６４０号）及び同要綱に基づく各規程類に従って、補助事業を行っていただく必要があります。

＜募集から補助金交付までの流れ（予定）＞

募集要項公表	令和４年５月１６日
募集期間	令和４年５月１６日～６月２３日 （必着）
審査・選定	令和４年７月上旬
審査結果通知	
補助金交付申請	令和４年７月
補助金交付決定	
補助事業実施	補助金交付決定～
状況報告	毎年度６月３０日、９月３０日 及び１２月３１日
実績報告	令和６年１月３１日期限
補助金額の確定	令和６年２月頃
補助金額の交付	令和６年３月頃